一般社団法人 全日本コンディショニングコーチ協会会員規約

第1条(会員)

一般社団法人全日本コンディショニングコーチ協会(以下「当協会」といいます)が定める本規約において、会員とは、本規約を承認の上、当協会へ入会を申込み、当協会が入会を認めた者をいう。

第2条(会員の種別及び定義)

- 1. 会員とは、当協会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をいう。
- 2. 一般会員とは、会員のうち、以下の要件を満たして協会が発行する資格を取得した者で会費に加え、本規約に基づく入会および更新のための費用を納入している者をいう
 - ① 協会認定講座の規定カリキュラムを修了し、認定試験に合格すること。
 - ② 協会の賛助会員である者が、認定試験に合格すること。

第3条(会員番号)

- 1. 当協会は、協会員番号を付与する。
- 2. 会員は、他人に協会員番号を貸与・譲渡等してはならない。
- 3. 会員は、資格期限の失効または退会・除名等により会員資格を失ったときは、継続して協会員番号を使用してはならない。

第 4 条(資格登録料·年会費)

- 1. 会員は、当協会に対し、資格登録・年会費を納入しなければならない。
- 2. すでに納入した入会金および会費はいかなる場合でも返還されない。

第5条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1. 退会の申し出があったとき。
- 2. 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3. 更新のための費用を納入しなかったとき。
- 4. 除名されたとき。

第6条(除名)

会員が次の各号の一つに該当する場合には、当協会は、理事会の審議により理事長の判断で、これを除名することができる。

- 1. 本規約に違反したとき。
- 2. 当協会の名誉、信用を傷つけ、または当協会の目的に反する行為をしたとき。
- 3. 会員ナンバーの使用、会費の支払い等に不正があったとき。

第7条(退会)

- 1. 会員は、任意に退会することができる。
- 2. 会員が退会を希望するときは、当協会に申し出、所定の手続に則り退会しなければならない。
- 3. 年度の途中で退会した場合でも、すでに納入した入会金及び会費は返還されない。

第8条(再登録)

- 1. 一般会員から賛助会員になった者が再度資格登録を希望した場合について再試験を行い合格した場合、一般会員として再度登録をすることが出来る
- 2. 再資格登録の希望者は、再登録が認められた後に所定の手続に則り、新たに登録手続きを経なければならない。
- 3. 会費未納のまま退会した任意退会者および第5条3の会員資格喪失者については、期中の再入会であっても、再度認定試験に合格しなければ再入会できないものとする。

第9条(猶予制度)

NCCA 資格保有者は、会費未納について 1 年間に限り年会費の猶予が認められる。その間の資格は無効となり、会費を納入した際に再試験なしで資格の有効期限を本来の年度期限に戻す事ができる。